

ウェルネスバレー推進協議会

「ヘルスケア産業振興ワーキンググループ」規約

(目的)

第1条 この規約は、ウェルネスバレー推進協議会（以下「協議会」という。）規約第14条に基づき、ウェルネスバレー関係機関との連携によるヘルスケア産業の創出及び育成のために設置するヘルスケア産業振興ワーキンググループ（以下「HC産業振興WG」という。）について、必要な事項を定める。

(担任する事務)

第2条 HC産業振興WGは、認知症・フレイル予防、医療・介護系ロボット開発、生活習慣病予防等をテーマとしたヘルスケア産業の創出及び育成のために次に掲げる事務を行う。

- (1) アイデアボックスの活動に関する事。
- (2) 共同研究及び実証事業の実施に関する事。
- (3) 協議会運営委員会から付託された事項に関する事。
- (4) その他HC産業振興WGに関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 HC産業振興WGは、座長及び委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表に掲げる法人又は団体に属する者をもって充てる。

2 新たに委員を追加するときは、次に掲げる者の中からHC産業振興WGの承認を得て、次条に規定する座長が指名する。

- (1) ウェルネスバレー推進協議会の構成団体に属する者
- (2) 学識経験者
- (3) ウェルネスバレーに施設が立地する団体又は機関の者
- (4) 大府市内若しくは東浦町内に事業拠点を有し、第2条の目的に関する取組を推進する団体又は機関に属する者

3 委員の任期は、1年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(座長)

第5条 HC産業振興WGに座長を置き、委員の互選によりこれを定め、協議会会長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、HC産業振興WGを代表する。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指名するものがその職務を代理

する。

(会議の招集)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 在任委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、座長は、会議を招集しなければならない。
- 3 災害その他やむを得ない理由により会議を開催できないときは、座長に承諾を得て、電子メール又は書面による回議をすることができる。回議をしたときは、事務局が次の会議で報告する。

(会議の運営)

第7条 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(事務局)

第8条 HC産業振興WGの事務を処理するため、事務局を大府市に置く。

- 2 事務局は、大府市及び東浦町をもって組織する。

(経費の支弁方法)

第9条 HC産業振興WGの経費は、大府市若しくは東浦町の交付金又はその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の規定によりこれらの団体が交付すべき額その他経費の負担に関する事項は、会議によって決定する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年10月8日から施行する。

別表（第4条関係）

法人名又は団体名	施設名
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
社会福祉法人愛光園	介護老人保健施設 相生
社会福祉法人愛知県厚生事業団	愛厚ホーム大府苑
アイ・ドリームライフサポート株式会社	住宅型有料老人ホームさわやかなの丘
大府市	
大府商工会議所	
株式会社オリジン	介護付有料老人ホームフラワースーチ 大府
社会福祉法人成仁会	メドック東浦
社会福祉法人仁至会	介護老人保健施設 ルミナス大府
東浦町	
東浦町商工会	